

別表八の二付表

「連結事業年度における受取配当等の益金不算入の個別帰属額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、連結法人が法第81条の4（連結事業年度における受取配当等の益金不算入）（措置法第68条の103第1項（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に、連結法人ごとに作成し、連結事業年度における受取配当等の益金不算入額のうち各連結法人に帰せられる部分の金額を計算するために使用します。

2 記載の手順

この明細書は、まず、下段の「各連結法人の受取配当等の額の明細」の各欄（「13」から「18」まで）を記載し、次に上段の各欄（「1」から「12」まで）を記載します。

3 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に連結法人の法人名を記載します。	
「(11) × $\frac{((17の計) \times 2) \text{又は}(18の計)}{((別表八の二「29の計」) \times 2) + (別表八の二「30の計」)}$ 12」	次の場合に応じ、それぞれ次により計算した金額を記載します。 (1) 措置法第68条の104第1項（保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入の特例）の規定の適用を受ける場合 $(11) \times \frac{((17の計) \times 2) \text{又は}(18の計)}{((別表八の二「29の計」) \times 2) + (別表八の二「30の計」)}$ (2) (1)以外の場合 $(11) \times \frac{((17の計) \times 2) \text{又は}(18の計)}{((別表八の二「29の計」) \times 2) + (別表八の二「30の計」)}$	
「各連結法人の受取配当等の額の明細」の各欄	別表八の二「連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書」の「受取配当等の額の明細」の各欄の記載（81ページ参照）に準じて記載します。	

4 根拠条文

法81の4、平成19年改正前の法81の4、平成19年改正法附則34、令155の7～155の11、規則8の4、8の5の2、措置法68の103、68の104、措置法令39の124の4、39の124の5